

地方公共団体金融機構法第 36 条
第 3 項に基づく説明書類

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等】	2
2【沿革】	3
3【事業の内容】	8
4【従業員の状況】	12
第2【事業の状況】	13
1【業績等の概要】	13
2【対処すべき課題】	20
3【事業等のリスク】	28
4【経営上の重要な契約等】	29
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】	29
第3【設備の状況】	32
1【設備投資等の概要】	32
2【主要な設備の状況】	32
3【設備の新設、除却等の計画】	32
第4【機構の状況】	33
1【出資金等の状況】	33
2【役員の状況】	33
3【コーポレート・ガバナンスの状況】	34
第5【経理の状況】	38
【財務諸表等】	39
(1)【財務諸表】	39
①【貸借対照表】	39
②【損益計算書】	40
③【純資産変動計算書】	41
④【キャッシュ・フロー計算書】	42
⑤【附属明細表】	54
(2)【決算報告書】	57
(3)【主な資産及び負債の内容】	59
(4)【その他】	59
第6【機構の参考情報】	59
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	地方公共団体金融機構法第 36 条第 3 項に基づく説明書類
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【事業年度】	第 1 期（自 平成 20 年 8 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構 （旧法人名 地方公営企業等金融機構）
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities （旧英訳名 Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）
【代表者の役職氏名】	理事長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2674
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 山 内 健 生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2674
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 山 内 健 生
【縦覧に供する場所】	主たる事務所のほかに該当ありません

（注）当機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 条）第 5 条の規定による機構法の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を上記のとおり変更しました。

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等】

回次 決算年月	第1期 平成21年3月
経常収益 (百万円)	291,330
経常利益 (百万円)	130,697
当期純利益 (百万円)	20,425
出資金 (百万円)	16,602
純資産額 (百万円)	53,087
総資産額 (百万円)	23,369,616
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,388
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	472,635
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△310,332
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	255,591
職員数 (人)	79

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 当機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

5. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2【沿革】

当機構は平成20年8月1日に設立され、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成20年10月1日に業務を開始しました。

なお、参考として、公営企業金融公庫の「沿革」を以下にあわせて記載します。

(1) 地方公共団体金融機構

年月	事項
平成20年8月	機構法に基づき設立（8月1日）
平成20年10月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年6月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）

(2) 公営企業金融公庫

年月	事項
昭和32年6月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年11月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年4月	特別利率貸付制度を創設
昭和42年9月	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年4月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和47年6月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和53年5月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和59年3月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年6月	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年6月	臨時特別利率制度を創設
平成9年9月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止））
平成13年4月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成13年6月	特殊法人等改革基本法成立
平成13年12月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成14年12月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等）
平成18年5月	行政改革推進法成立
平成18年6月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成18年10月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年5月	機構法成立
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法成立
平成20年3月	国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施（20年度まで）
平成20年10月	機構法に基づき解散（10月1日）

(政策金融改革と機構の設立)

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」及び平成13年6月22日に施行された「特殊法人等改革基本法」に基づき、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定されました。

その後、公庫を含めた8つの政策金融機関に関しては、平成17年11月29日に経済財政諮問会議において「政策金融改革の基本方針」（以下「基本方針」という。）が取りまとめられるとともに、政府・与党において政策金融改革に関する4項目の合意（以下「政府・与党合意」という。）が行われました。

平成17年12月24日には、この基本方針及び政府・与党合意の内容を盛り込んだ「行政改革の重要方針」（以下「重要方針」という。）が閣議決定され、この重要方針を受け、平成18年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立し、公庫を平成20年度に廃止するものとされました。

一方、平成18年6月27日に政府の政策金融改革本部及び行政改革推進本部において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定され、地方公共団体は共同して資金調達のための新組織を自ら設立するとされたことを受けて、平成18年10月31日に公庫廃止後の新たな仕組みについての「地方案」が提出され、これらを踏まえて政府部内での検討が進められた結果、「地方公営企業等金融機構法案」が平成19年2月23日に閣議決定され、同日国会に提出されました。同法案の概要は以下のとおりであります。

地方公営企業等金融機構法案の概要

平成19年2月
総務省

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、地方案の考え方も参考にしつつ立案

1. 目的

地方公営企業等金融機構（以下、機構という。）は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 組織・ガバナンス

(1) 代表者会議

- ・ 最終的な意思決定を行う最高意思決定機関
- ・ 知事、市長、町村長の代表者に加え、同数の地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは地方三団体が選任

(2) 役員等

- ・ 理事長、副理事長、理事、監事を置く
- ・ 理事長、監事は代表者会議が任命、副理事長、理事は代表者会議の同意を得て理事長が任命

(3) 経営審議委員会

- ・ 外部性を有する第三者機関
- ・ 地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは代表者会議が任命
- ・ 融資チェック体制の確立のため、予算、事業計画、貸付に関する基本的事項等を審議
- ・ 理事長に対し、その諮問に応じ、又は独自に意見具申
- ・ 理事長はその意見を尊重する義務

(4) 外部監査

- ・ 監査法人等による外部監査制度の導入

3. 業務

- ・ 地方公共団体の公営企業及び臨時三事業に対し、長期・低利の資金を貸付
- ・ 貸付対象事業については、現公庫よりも絞り込み、重点化
- ・ 事業規模については、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減
- ・ 全体としての収支相償の原則の下、新機構の経営判断に基づいて、市場金利等を踏まえた適切な貸付金利を設定

4. 勘定分離

新たな業務に係る新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に区分

5. 財務基盤

(1) 出資

地方公共団体が全額出資

(2) 金利変動準備金

金利変動リスクに対応するため、金利変動準備金を設置

(3) 公営企業健全化基金

公営競技収益の均てん化に資するため、公営企業健全化基金を設置

6. 国の関与

(1) 基本的考え方

適法性をチェックするための必要最小限の関与に限定

(設立・定款認可、違法行為是正要求等)

(※) 現行の一般的監督権限、役員の任命・認可、予算等の認可、債券発行の認可等は廃止

(2) 旧勘定への関与

旧勘定は現公庫の債権管理及び借換債のため経過的に政府保証の付与を行うことから、公庫債権管理のための認可等(資金調達の基本方針、収支計画等)に限定

7. その他

- ・ 公営企業金融公庫は、平成 20 年 10 月に解散し、その一切の権利義務は、機構に承継(既往の政府出資は国に返還)
- ・ 政府は 10 年後を目途に、地方公共団体の民間からの資金調達の状況を勘案し、民間資金調達の補完を旨とした業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的、一体的な経営を確立する観点から、業務のあり方全般の見直しを行うこととし、その際、総務大臣は地方六団体の意見を聴くこととする

本法案は平成 19 年 5 月 23 日に参議院において原案のとおり可決・成立いたしました。

なお、本法案については、衆議院総務委員会の審議において、次ページのとおり附帯決議がなされております。また、参議院総務委員会の審議においても衆議院とほぼ同旨の附帯決議がなされております。

機構法の成立後、機構の立ち上げに向けて、地方六団体において地方公営企業等金融機構発起人会を設置し、機構設立のための準備が進められ、平成 20 年 8 月 1 日に機構が設立されました。また、平成 20 年 10 月 1 日をもって公庫は廃止され、その権利及び義務を機構が承継し、同日から機構の業務が開始されました。

なお、機構の業務開始後間もない平成 20 年 10 月 30 日に政府・与党が決定した「生活対策」において、6,000 億円の地域活性化・生活対策臨時交付金を交付するという地方公共団体支援策が盛り込まれましたが、このうち 3,000 億円分の財源として、機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされました。

この地方への還元は、機構法附則第 14 条の規定に基づくものであり、国庫納付を行ったとしても、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するための必要な財務基盤が確保される見込みであることによるものであります。

地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成 19 年 5 月 8 日 衆議院・総務委員会）

政府は、本法の具体的運用が、政省令や発起人、代表者会議等の決定に委ねられていることを踏まえ、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限の努力を行うとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。
- 二 地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構の財務基盤については、市場の信認が得られるよう、その充実強化に努め、出資については、原則全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。
- 三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成 29 年度末を目標とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。
- 四 機構の理事長の選任に当たっては、公募の活用等代表者会議が広く人材を求め選任するよう、適切な助言に努めること。併せて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。
- 五 機構の貸付けに当たり、貸し手と借り手の同一性に基づくモラル・ハザードが生ずることを防止するため、審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。
- 六 公庫債権金利変動準備金等の額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体への意見を十分聴取して慎重に対処すること。

（地方公共団体金融機構への改組）

平成 20 年 10 月に政府・与党が決定した「生活対策」には、地方公共団体の支援策の一つとして、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する」ことも盛り込まれました。総務大臣からの依頼を受けた地方財政審議会は、これに関する検討を行い、平成 20 年 12 月、地方公営企業等金融機構の機能拡充によって「一般会計債を含むすべての地方債の資金を自主的に貸し出すことができる地方共同の金融機構」を創設するよう提言を行いました。

この提言を踏まえ、政府において検討が進められた結果、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため、地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充し、名称を地方公共団体金融機構へ変更すること等を盛り込んだ地方交付税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されました。この法律案は国会での審議を経て、平成 21 年 3 月 31 日に公布され、6 月 1 日に施行されました。これに伴い、「地方公営企業等金融機構」は「地方公共団体金融機構」へと改組されました。

地方公共団体金融機構の創設について

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図る。

1. 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。

これに伴い、現機構の名称を地方公共団体金融機構に改める。

- ① 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ② 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。
- ③ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

2. 平成 21 年度の貸付け

(1) 一般会計

地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成 20 年度までの貸付対象である臨時 3 事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121 億円を貸付け

(2) 公営企業会計

平成 21 年度の事業量を勘案し、8,209 億円を貸付け

(3) 臨時財政対策債への対応

臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5,000 億円を貸付け

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 20 年度貸付額 4,753 億円、平成 20 年度末貸付金残高 22 兆 2,152 億円

平成 20 年度債券発行額 8,825 億円、平成 20 年度末債券発行残高 18 兆 9,989 億円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

(金利変動準備金等)

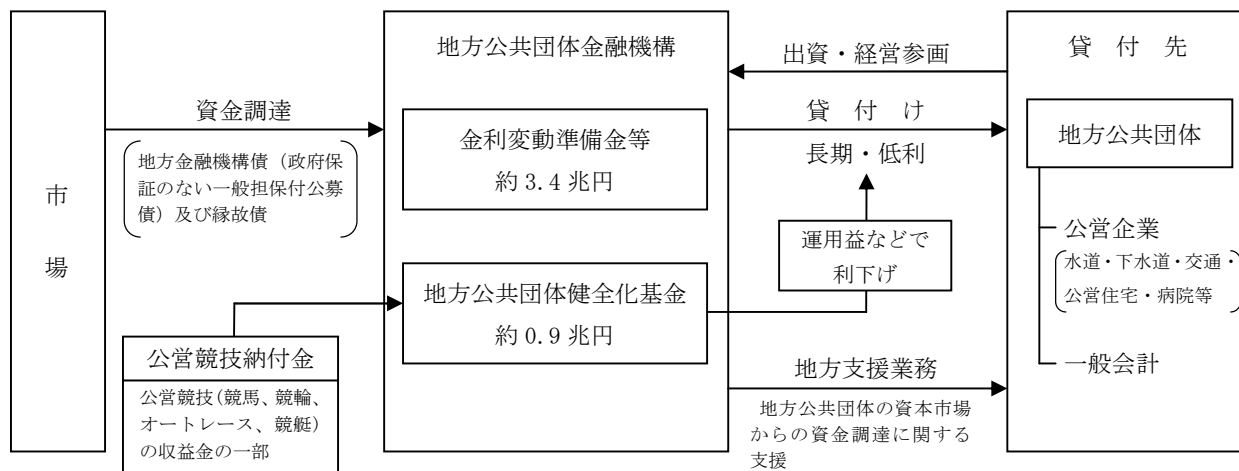
当機構は、地方公共団体に対して長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として 10 年債の発行により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券借換え時の金利リスクに対応するための所要の金利変動準備金等を設けております。

当機構の発足に際しては、公庫において同様の趣旨で設けられていた債券借換損失引当金約 3.4 兆円の全額を承継しております。

(健全化基金を活用した利下げ)

また、当機構は公庫から地方公共団体健全化基金（旧公営企業健全化基金）を承継しております。この基金は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体が収益金の一部を機構に納付したものを原資としており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 20 年度末現在)

(2) 業務の概要

① 貸付業務

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

今回の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象が、広く一般会計債に拡充することに伴い、地方公共団体のあらゆる資金ニーズに適時・適切に対応してまいります。

具体的には、平成 21 年度地方債計画において、新たに地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業が貸付対象となるとともに、臨時財政対策債についても貸付けを行う予定であります。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された「公的資金」として実施されるため、貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対する「一般貸付」、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」に大別されます。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類であります。

(貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の 3 種類であります。

・ 基準利率

調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率であります。

・ 特別利率

住民生活にとって特に重要な事業について基準利率より優遇し設定する利率（基準利率－0.30%）であります。

・ 臨時特別利率

地域社会の課題に対地的確に対応する上で緊急性・必要性が極めて高い特定の事業等について特別利率よりさらに低く設定する利率（基準利率－0.35%）であります。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としております。

(償還年限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、今回の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。

(貸付けの審査体制)

当機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

・ 貸付予定団体・企業の確認

貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施します。

・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。

(公営競技納付金等による利下げ)

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金(旧公営企業健全化基金)の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

このうち、公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技(競輪、競馬、オートレース、競艇)の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を住民の日常生活に関係の深い事業等への貸付利率の引下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりであります。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公営競技納付金(億円)	123	149	109	106	90	107	141	△ 81
地方公共団体健全化基金(億円) (旧公営企業健全化基金)	8,475	8,558	8,606	8,676	8,739	8,843	8,897	8,947
公営競技開催権を有する団体数	345	316	299	293	260	225	210	210
納付団体数	225	213	212	205	190	180	161	142

(注) 平成20年度開催分の公営競技から、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括して納付することとなったため、納付制度の切り替えにあたる平成20年度の納付金は、マイナスとなっております。

②地方支援業務

(基本的な考え方)

今後、発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援を実施します。

支援の実施に当たっては、平成23年度以降の事業の本格的な展開を目指し、機構が情報の結節点としての機能を果たせるよう、関係機関との連携等を通じ地方支援のネットワークの形成を図るとともに、民間人材の活用も含めて体制の整備を行います。

また、当面は、地方公共団体等のニーズを十分把握するとともに「調査研究・情報提供」「地方公共団体の人材育成」及び「資金調達に係る実務支援」に係る事業を着実に実施します。

(具体的な事業展開)

地方公共団体と資本市場の双方と直結しているという機構の特性を活かしながら次のような事業を展開します。

- ・ 調査研究・情報提供
 - 大学等と連携しながら、地方公共団体の資金調達等について、調査研究事業を実施し、研究成果について、わかりやすい形で地方公共団体に情報提供します。
 - 地方債市場をはじめとする資本市場の状況等について、各団体の理解を深めるため、地方公共団体に情報提供を行います。
- ・ 地方公共団体の人材育成
 - 地方行財政、金融、経済、会計等に関する基礎知識の涵養のみならず、実務能力養成のためのスキル、ノウハウ取得を視野に置いた人材養成等を図ります。
- ・ 資金調達に係る実務支援
 - 地方公共団体の資金調達に係る実務(IRや公募地方債の発行等)に対し、関係団体との連携等により、情報提供等の支援を実施します。

(平成21年度の事業)

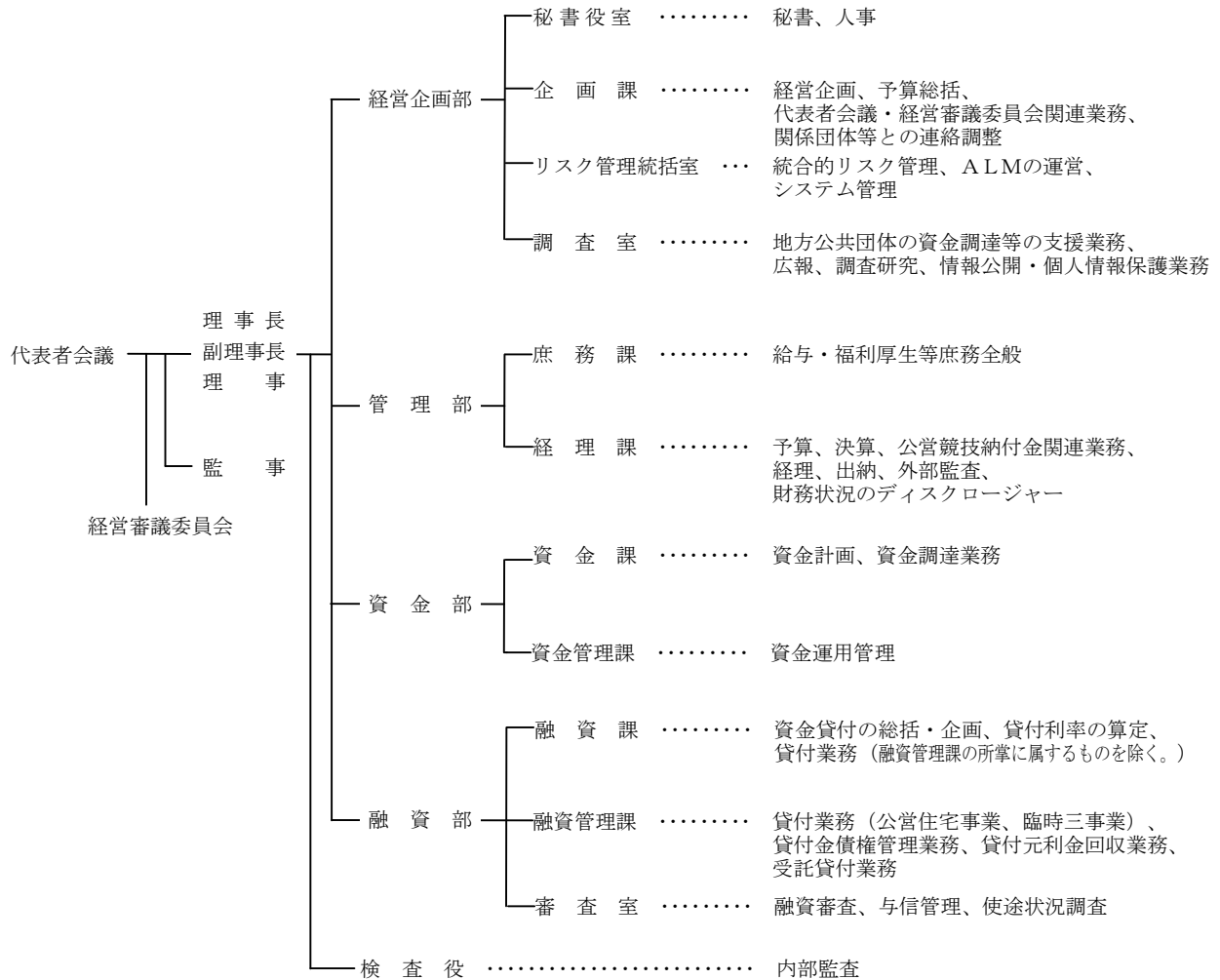
- ・ 調査研究・情報提供
 - 調査研究事業として、国内における各地方公共団体の銀行等引受債(縁故債)の実態に関する分析や、諸外国の地方債制度や地方債共同発行機関の実態等について、継続的な定点観測及び分析を実施します。
 - 情報提供事業として、地方公営企業調査研究の成果について、情報提供します。
- ・ 地方公共団体の人材育成
 - 地方自治関係団体が、地方公共団体職員に対して実施する研修会等のサポートや、平成20年度より実施してい

るOJT研修を引き続き実施し、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図ります。

- ・資金調達に係る実務支援

地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同IRを国内外で実施するほか、個別地方公共団体の住民参加型市場公募債の発行を支援します。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 21 年 3 月 31 日現在)



4 【従業員の状況】

平成 21 年 3 月 31 日現在における当機構の職員数は、79 人となっております。なお、職員の給与の支給基準については、一般職の国家公務員の給与に準ずることとしております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は2,913億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,912億円であります。また、経常費用は1,606億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,552億円であります。

この結果、経常利益は1,306億円となりました。

これに、国の追加経済対策(2次補正)の財源として、公庫債権金利変動準備金から3,000億円を国庫納付することとされたことに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額3,000億円と、公庫時代の貸付けに係る平成20年度の利下げ所要額のうち、公営企業健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額78億円を特別利益として計上するとともに、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,181億円と、国庫納付金3,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は204億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が12億円、管理勘定が191億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆3,696億円、負債の部につきましては債券等の23兆3,165億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等530億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが153億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは4,726億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付による支出3,000億円を含めて、合計3,103億円の支出となりました。これに、公営企業金融公庫からの資産負債承継による資金増加778億円を加えた結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は2,555億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成20年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

その結果、平成20年度の地方債計画は、総額12兆4,776億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆761億円、公営企業債は2兆7,783億円、公営企業借換債は2,000億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債及び公営企業債について、1兆1,230億円が計上されました。

(貸付計画)

平成20年度の貸付計画は、6,480億円(当年度分3,410億円、過年度分3,070億円)といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、2,931件、4,753億14百万円(当年度分3,507億88百万円、過年度分1,245億26百万円)の貸付けを行いました。

団体別貸付状況は、市に対するものが最も多く、50.7%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・受託貸付(公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け)

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、1億41百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成20年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金179,636件、7,177億57百万円、利息222,593件、2,853億62百万円を収納したほか、繰上償還として元金118件、9億26百万円及びこれに伴う利息117件、0.2百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

平成21年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は221,596件、22兆2,152億88百万円で、その事業別残高は17ページの表のとおりであります。

また、平成21年3月末における受託貸付残高は28,848件、3,685億8百万円であります。

平成 20 年度地方債計画資金区分

(単位：億円)

項 目	平成 20 年度地方債計画					
	合計	財政融資	公営企業 金融公庫	地方公営企業 等金融機構	国の予算 等貸付金	民間等
一 一般会計債						
1 一般公共事業	18,874	7,622				11,252
2 公営住宅建設事業	1,603	608		259		736
3 災害復旧事業	403	403				
4 教育・福祉施設等整備事業	6,241	2,736				3,505
(1) 学校教育施設等	1,993	930				1,063
(2) 社会福祉施設	306	153				153
(3) 一般廃棄物処理	1,369	1,151				218
(4) 一般補助施設等	1,873	502				1,371
(5) 施設(一般財源化分)	700					700
5 一般単独事業	25,341	408		2,516		22,417
(1) 一般	3,841					3,841
(2) 地域活性化	870					870
(3) 防災対策	1,260					1,260
(4) 合併特例	9,500					9,500
(5) 臨時地方道	8,600	399		2,382		5,819
(6) 臨時河川等	570	9		90		471
(7) 臨時高等学校	700			44		656
6 辺地及び過疎対策事業	3,213	3,213				
(1) 辺地対策	493	493				
(2) 過疎対策	2,720	2,720				
7 公共用地先行取得等事業	636					636
8 行政改革等推進	4,400					4,400
9 調整(不交付団体分)	50					50
計	60,761	14,990		2,775		42,996
二 公営企業債						
1 水道事業	4,263	2,165	30	1,715		353
2 工業用水道事業	259	84		140		35
3 交通事業	2,798	586		873		1,339
4 電気事業・ガス事業	40	25		15		
5 港湾整備事業	556	257		61		238
6 病院事業	2,865	1,044	30	724		1,067
7 介護サービス施設整備事業	22	12		10		
8 市場事業・と畜場事業	448	55		36		357
9 地域開発事業	1,467					1,467
10 下水道事業	14,994	4,682	40	4,871		5,401
11 観光その他事業	71			10		61
計	27,783	8,910	100	8,455		10,318
合計	88,544	23,900	100	11,230		53,314
三公営企業借換債	2,000		2,000			
四 臨時財政対策債	28,332	8,500				19,832
五 退職手当債	5,900					5,900
六 国の予算等貸付金債						
1 地方道路整備臨時貸付金	(1,000)				(1,000)	
2 その他	(1,127)				(1,127)	
計	(2,127)				(2,127)	
総計	(2,127)				(2,127)	
	124,776	32,400	2,100	11,230		79,046

平成 20 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
公営企業債					
水道事業（上水道）	99,100	114,170	12,138	126,308	26.6
（簡易水道）	11,800	4,081	804	4,885	1.0
工業用水道事業	9,500	9,842	1,907	11,749	2.5
一般交通事業	3,600	2,164	0	2,164	0.5
都市高速鉄道事業	53,600	46,068	2,082	48,150	10.1
電気事業	500	308	0	308	0.1
ガス事業	500	752	109	861	0.2
病院事業	42,700	62,504	1,775	64,279	13.5
介護サービス事業	600	900	0	900	0.2
市場事業	1,900	190	21	211	0.0
と畜場事業	100	0	0	0	0.0
駐車場事業	500	0	0	0	0.0
下水道事業	314,800	108,851	84,286	193,137	40.6
小 計	539,200	349,829	103,122	452,951	95.3
港湾整備事業	4,000	396	456	852	0.2
観光施設事業	500	0	0	0	0.0
小 計	4,500	396	456	852	0.2
合 計	543,700	350,226	103,578	453,804	95.5
一般会計債					
公営住宅事業	10,000	7	2,607	2,614	0.5
臨時地方道	89,400	443	17,837	18,280	3.8
臨時河川等	3,400	112	504	616	0.1
臨時高等学校	1,500	0	0	0	0.0
小 計	104,300	562	20,948	21,510	4.5
合 計	648,000	350,788	124,526	475,314	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

平成 20 年度団体別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	平成 20 年度貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	61,953	13.0
政令指定都市	140,080	29.5
市	240,984	50.7
町村	23,968	5.0
企業団・組合等	8,330	1.8
計	475,314	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

平成20年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	179,013	708,855	221,924	282,978
公社貸付	623	8,903	669	2,383
計	179,636	717,757	222,593	285,362
長期貸付繰上償還				
一般貸付	118	926	117	0.2
公社貸付	0	0	0	0
計	118	926	117	0.2
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

平成20年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
水道事業	4,325,820	19.5	公営住宅建設事業	663,122	3.0
工業用水道事業	280,989	1.3	産業廃棄物処理事業	12,424	0.1
一般交通事業	26,968	0.1	臨時地方道整備事業	4,615,418	20.8
都市高速鉄道事業	1,481,477	6.7	臨時河川等整備事業	260,091	1.2
電気事業	76,046	0.3	臨時高等学校整備事業	91,227	0.4
ガス事業	48,354	0.2	一般貸付計	22,035,855	99.2
港湾整備事業	115,189	0.5			
病院事業	541,216	2.4	道路公社	179,433	0.8
介護事業	26,331	0.1	土地開発公社	0	0.0
市場事業	97,364	0.4	公社貸付計	179,433	0.8
と畜場事業	6,905	0.0			
観光施設事業	9,210	0.0			
有料道路事業	17	0.0	合計	22,215,288	100.0
駐車場事業	102,805	0.5			
地域開発事業	56,196	0.3			
下水道事業	9,198,686	41.4			

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

平成 20 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	244	138,798	5,088	837,711	7,647	228,847	341	27,618		0	13,320	1,232,974
青森	215	56,561	1,793	230,866	1,288	40,755	118	15,892	3	100	3,417	344,174
岩手	220	83,991	2,458	239,165	754	30,368	76	4,588		0	3,508	358,111
宮城	363	120,229	3,890	375,322	2,296	68,238	95	12,278	22	3,445	6,666	579,513
秋田	233	49,695	4,451	206,366	1,191	18,607	6	93		0	5,881	274,761
山形	285	73,056	2,542	209,572	1,835	39,612	121	3,470	10	182	4,793	325,892
福島	302	59,665	3,327	278,278	2,795	68,878	184	26,254	3	406	6,611	433,481
茨城	469	132,091	5,575	314,318	1,132	34,036	186	20,117	4	1,177	7,366	501,739
栃木	166	50,827	2,790	223,712	1,137	33,763	3	4,260	22	1,799	4,118	314,362
群馬	292	75,573	3,171	192,887	1,864	43,650	41	7,740		0	5,368	319,850
埼玉	213	204,363	4,497	450,727	1,894	51,946	227	21,415	16	2,908	6,847	731,358
千葉	460	166,111	4,030	437,604	811	19,758	406	63,432	18	3,877	5,725	690,782
東京	140	233,628	1,687	204,948	227	6,583	12	13,456	8	972	2,074	459,587
神奈川	245	163,807	2,388	1,003,055	797	26,555	79	147,400	11	2,126	3,520	1,342,942
新潟	258	63,909	7,938	491,731	871	21,383	149	17,063		0	9,216	594,087
富山	296	69,263	3,348	219,210	417	24,040	107	10,550	23	1,636	4,191	324,700
石川	202	48,793	2,504	245,206	1,163	52,463	9	1,383	10	1,553	3,888	349,398
福井	286	61,178	1,921	112,634	926	20,801	80	5,656	4	46	3,217	200,314
山梨	147	63,129	2,981	126,847	1,016	18,529	141	6,993	2	540	4,287	216,038
長野	235	73,914	4,107	357,110	3,129	96,488	185	13,911	30	4,052	7,686	545,475
岐阜	167	53,893	4,086	251,319	1,076	34,196	1	31	9	707	5,339	340,147
静岡	359	111,664	4,291	410,688	608	19,495	89	15,646	29	2,441	5,376	559,934
愛知	346	195,576	4,412	788,153	1,181	34,368	139	10,135	61	51,779	6,139	1,080,012
三重	438	103,921	3,579	243,362	904	25,490	26	3,599	8	192	4,955	376,564
滋賀	227	69,480	3,556	234,394	829	19,118	65	4,852	13	1,540	4,690	329,383
京都	208	65,223	2,963	487,921	848	22,589	5	3,685	17	2,541	4,041	581,959
大阪	390	185,671	4,466	1,341,375	674	20,051	35	1,849	88	29,678	5,653	1,578,623
兵庫	358	172,690	6,949	864,803	1,549	71,759	270	76,189	98	20,275	9,224	1,205,716
奈良	259	100,967	2,084	127,682	1,599	39,247	2	249	8	5,385	3,952	273,530
和歌山	129	29,484	1,273	128,557	938	36,873	12	2,470	3	19	2,355	197,403
鳥取	180	29,801	1,294	98,805	1,770	50,012	23	1,074		0	3,267	179,692
島根	227	61,584	2,026	192,472	475	22,358	37	2,309		0	2,765	278,723
岡山	334	136,059	4,359	418,265	1,156	33,929	103	31,755		0	5,952	620,009
広島	408	96,994	4,141	593,545	868	30,369	2	1,029	18	10,793	5,437	732,731
山口	448	96,564	4,042	206,819	499	12,763	143	12,918	4	596	5,136	329,659
徳島	214	38,699	1,123	83,570	683	21,425	3	204		0	2,023	143,897
香川	245	44,572	2,040	100,982	767	19,100	5	285		0	3,057	164,938
愛媛	172	35,819	2,167	195,626	531	16,375	14	971		0	2,884	248,791
高知	147	28,724	1,179	122,129	524	15,397	3	7,024	7	410	1,860	173,683
福岡	136	69,662	3,889	889,604	1,531	68,350	219	26,835	37	22,547	5,812	1,076,997
佐賀	32	17,699	1,428	123,023	509	23,247	114	15,649	2	136	2,085	179,754
長崎	163	37,094	2,343	205,737	574	17,875	17	1,074	20	2,055	3,117	263,834
熊本	211	37,144	2,560	234,492	1,450	44,487	33	2,951	11	379	4,265	319,453
大分	128	41,923	1,993	144,669	128	3,783		0	13	1,882	2,262	192,257
宮崎	207	50,704	1,839	163,678	803	25,960	3	194		0	2,852	240,536
鹿児島	172	60,672	2,156	172,119	829	23,043	4	1,134	7	1,258	3,168	258,228
沖縄	234	70,338	1,226	65,234	738	11,873	33	1,851		0	2,231	149,296
合計	11,810	4,031,203	147,950	15,646,292	57,231	1,708,833	3,966	649,527	639	179,433	221,596	22,215,288

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(111件、30,464百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

平成20年度における地方金融機構債（政府保証のない一般担保付公募債）の発行総額は1,600億円（額面）であり、その内訳は10年債800億円、20年債500億円、5年債300億円となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債7,225億円（額面）を発行したところであり、その内訳は10年債4,225億円、4年債3,000億円となっております。

この結果、公庫から承継した債券も含め、地方公営企業等金融機構債の平成20年度末発行残高は18兆9,989億円（額面）となっております。

なお、平成20年度の地方公営企業等金融機構債の発行条件は、以下のとおりであります。

平成20年度地方公営企業等金融機構債発行状況

（地方金融機構債）

区分 回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)	利払方法 (利払月日)
10年第1回	500	1.77	99.95	20.11.25	30.9.25	年2回 (3.25、 9.25)
10年第2回	300	1.59	99.92	21.2.20	30.12.20	年2回 (6.20、 12.20)
20年第1回	500	2.07	99.88	21.1.26	40.12.20	年2回 (6.20、 12.20)
5年第1回	300	1.01	99.97	21.2.24	25.12.20	年2回 (6.20、 12.20)

償還方法：満期一括償還

（政府保証債）

区分 回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
10年第1回	700	1.6	99.85	20.10.16	30.10.16
10年第2回	700	1.6	99.60	20.11.18	30.11.16
10年第3回	700	1.4	99.35	20.12.15	30.12.14
10年第4回	700	1.3	99.15	21.1.22	31.1.22
10年第5回	700	1.3	99.20	21.2.18	31.2.18
10年第6回	725	1.3	99.30	21.3.17	31.3.15
4年第1回	3,000	0.7	99.94	21.2.27	25.2.27

償還方法：満期一括償還

利払方法：年2回（3.30、9.30）

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成21年度経営計画並びに平成21年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画については、下記のとおりであります。

なお、平成21年度地方債計画の改定に伴い、平成21年6月29日に開催された第7回代表者会議において所要の改定又は補正を行っております。

①平成21年度経営計画（改定後）

I 平成21年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成21年度貸付計画の概要

平成21年度地方債計画（改定後）における機構資金（18,830億円）を踏まえ、14,290億円を計上。（対前年度比908億円、6.8%の増。）（詳細は別表のとおり。）

3. 貸付対象の拡大への適切な対応

(1) 地方公営企業等金融機構法の改正により、公営企業に係る地方債以外の地方債の資金の貸付けも対象とされ、平成21年度地方債計画において、一般単独事業及び臨時財政対策債に機構資金が計上されたことを踏まえ、平成21年度の貸付対象を従前より拡大する。

(2) これらの事業に対し、その事業の内容及び性格等を十分踏まえ、貸付利率、償還年限等の貸付条件を適切に設定し貸付けを行う。

4. 貸付条件

貸付条件のうち、償還年限について最長28年としていたものを30年に延長するなど一部見直しのうえ貸付けを行う。

5. 審査

貸付対象の拡大に伴う貸付審査業務の増加を踏まえ、引き続き市場の信認を得られるよう、貸付けに際し必要な審査を適切に実施するものとする。

平成21年度事業別貸付計画（改定後）

（単位：億円）

事業等名	区分	平成21年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成20年度 貸付計画額 （公債+機債）〕
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	258	2	256	258	256	272
	一般事業	134	1	133	134	133	136
	地域活性化事業	209	2	—	2	207	—
	防災対策事業	301	3	—	3	298	—
	合併特例事業	2,336	23	—	23	2,313	—
	地方道路等整備事業	2,045	20	2,358	2,378	2,025	2,441
	計	5,283	51	2,747	2,798	5,232	2,849
臨時財政対策債		5,000	3,000	—	3,000	2,000	—
（一般会計債等分計）		10,283	3,051	2,747	5,798	7,232	2,849
公営企業債	水道事業（上水道）	1,408	563	919	1,482	845	1,562
	（簡易水道）	168	67	110	177	101	186
	交通事業（一般交通）	67	27	32	59	40	56
	（都市高速鉄道）	749	300	491	791	449	836
	病院事業	733	293	434	727	440	65
	下水道事業	5,142	2,056	2,924	4,980	3,086	4,916
	工業用水道事業	144	58	84	142	86	150
	電気事業（水力発電を除く）	5	2	5	7	3	9
	（水力発電）	2	1	0	1	1	0
	ガス事業	7	3	4	7	4	8
	介護サービス事業	2	1	6	7	1	9
	市場事業	47	19	20	39	28	27
	と畜場事業	3	1	1	2	2	2
	駐車場事業	2	1	3	4	1	10
	有料道路事業	—	—	—	—	—	1
小計	8,479	3,392	5,033	8,425	5,087	8,462	
港湾整備事業	53	21	37	58	32	62	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	15	6	3	9	9	10	
地域開発事業	—	—	—	—	—	5	
小計	68	27	40	67	41	77	
計	8,547	3,419	5,073	8,492	5,128	8,503	
公営企業借換債		—	—	—	—	—	2,000
合計		18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,352
地方公社		—	—	—	—	—	30
総計		18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,382

注1) 事業等は、平成21年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 当年度分の貸付計画額は、一般会計債については地方債計画額の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の60%相当額、公営企業債については地方債計画額の40%相当額をそれぞれ計上した。

注3) 過年度分は、前年度からの繰越分であり、一般会計債については前年度地方債計画額の99%相当額、公営企業債については前年度地方債計画額の60%相当額をそれぞれ計上した。

注4) 地方債計画改定に伴う増額分については、公営企業債増額分の40%相当額を当年度分に計上した。

II 平成21年度の債券発行について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 平成21年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行を組み合わせて行うこととし、平成21年度においては、政府保証のない公募機構債を6,000億円（うち10年債を3,000億円、20年債を2,000億円、5年債・その他1,000億円）、縁故債を4,000億円（全額10年債）発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成21年度においては、8,200億円を発行する予定。

3. 機構債券発行の基本的スタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

①資本市場のニーズに合致した債券発行

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努める。

②債券発行の手法

債券発行を行うに当たっては、特に10年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図りつつ、他の年限についても、計画的かつ機動的な債券発行を行う。

③多様な市場における債券発行

公営公庫時代に培ったJFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

①適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

②積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。

③平成21年度債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成21年3月及び9月に債券発行計画の公表を実施する。（3月公表分は別添のとおり）

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

平成 21 年度上半期における債券発行計画

1. 一般担保付債（非政府保証公募債）について

(単位：億円)

債券の種類	上半期予定額	年間発行予定額
10年満期一括固定利付債	1,500 程度	3,000
20年満期一括固定利付債	1,000 程度	2,000
5年満期一括固定利付債及び その他の債券	500 程度	1,000
計	3,000 程度	6,000

※ 10年債については、原則毎月発行する予定。

※ 20年債については、年間5～6回程度発行する予定。

2. 政府保証債について

(単位：億円)

債券の種類	年間発行予定額
10年債	8,200

(注) 1. 政府保証債については、国の平成 21 年度予算（案）の成立及び公庫債権管理計画の認可が前提。

2. この計画は、貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがありうる。

3. 発行に関する情報については、発行の都度ホームページ等を通じて公表する予定。

III 平成 21 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

経営審議委員会、会計監査人のチェックをはじめとして、機構内部においても、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部から独立したリスク管理統括室により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に極めて大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が非常に大きいという特色を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 特に、公営公庫時代と異なり、機構においては、中長期の観点からのALMを本格的に開始させ、その下で債券発行等のオペレーションを行うこととする。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標を設定し、当該指標に基づいて各種オペレ

ーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、平成21年度においては、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行い、またその評価を実施する。

また、平成21年度決算分から法令に基づき内部統制報告書を作成することから（平成22年度当初に作成予定）、平成21年度中にそのために必要な準備を進める。

VI 機構における地方支援業務の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

今後発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援を実施する。

また、地方支援業務の実施に当たっては、まず、地方公共団体等のニーズを十分に把握するとともに、事業の実施体制の整備の状況を踏まえながら、資金調達に係る支援に必要な事業を着実に実施するものとする。

2. 具体的な事業展開の考え方

(1) 地方の資金調達をめぐるニーズ把握

地方支援業務については、資金調達に関する地方や資本市場のニーズを十分に踏まえるとともに、社会経済情勢や地方財政制度等地方を取り巻く環境の変化に伴うニーズの移り変わりを適切に把握し、これらを事業内容に的確に反映させる。

(2) 機構の特性を活かした事業展開

地方公共団体と資本市場双方と直結しているという機構の特性を活かしながら以下のような事業を実施する。

①情報提供

地方債市場をはじめとする資本市場の状況等について、各団体の理解を深めるため、地方公共団体に情報提供する。

②人材育成

地方支援業務としては、地方行財政、金融、経済、会計等に関する基礎知識の涵養のみならず、実務能力養成のためのスキル、ノウハウ取得を視野に置いた人材養成等を図る。

③資金調達に関するコンサルティング

アドバイザー派遣等、地方の資金調達実務を直接に支援する事業を実施する。

④調査研究事業

大学等と連携しながら、地方公共団体の資金調達等について、調査研究事業を実施する。

(3) 将来につながる事業展開と体制の整備

地方支援業務の実施に当たっては、機構が情報の結節点としての機能を果たせるよう、地方支援のネットワークの形成を図るとともに、地方支援業務を着実に、また、本格的に実施するため、民間人材の活用も含めて体制の整備を行う。

②平成21年度補正事業計画

- 1 平成21年度における貸付金は、1,429,000百万円を予定している。
- 2 平成21年度における貸付回収金は、1,473,928百万円を予定している。
- 3 平成21年度における地方公営企業等金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び縁故債）1,000,000

百万円、政府保証機構債 820,000 百万円、合計 1,820,000 百万円を予定している。

- 4 平成 21 年度における債券償還金は、2,385,492 百万円を予定している。
- 5 平成 21 年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、国内外の地方債に関する調査研究事業、情報提供事業及び人材育成事業等の実施を予定している。
- 6 平成 21 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、4,062 百万円を予定している。

③平成21年度補正資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,130,451
貸付金	1,429,000
債券償還金	2,385,492
事業損金	315,459
事務費	2,562
支払利息	307,824
債券発行費	4,787
元利金支払手数料	286
固定資産取得費	479
その他	22
資金収入合計	3,865,458
貸付回収金	1,473,928
地方公営企業等金融機構債券	1,820,000
事業益金	558,463
公営競技納付金	9,000
雑収入	4,067
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△264,993
前期末現金預け金	1,204,672
期末現金預け金	939,679

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成21年度補正予算

平成 21 年度の補正予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公営企業等金融機構債券の限度額は、1,820,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公営企業等金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成21年度 補正 予定損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	562,178
資金運用収益	562,026
貸付金利息	558,117
預け金利息	3,909
役務取引等収益	133
その他経常収益	19
経常費用	320,967
資金調達費用	309,617
債券利息	309,270
その他の支払利息	347
役務取引等費用	272
その他業務費用	4,559
営業経費	3,143
人件費	897
業務費	1,531
その他の営業経費	715
その他経常費用	3,376
公営企業健全化基金組入額	3,376
経常利益	241,211
特別利益	234,996
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	14,996
特別損失	462,047
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	242,047
当期純利益	14,160

3. 平成21年度 補正 予定貸借対照表
(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,162,272	債券	18,486,289
現金預け金	939,679	その他負債	18,575
その他資産	17,106	賞与引当金	59
有形固定資産	3,024	退職給付引当金	270
無形固定資産	1,292	公営企業健全化基金	905,506
		基本公営企業健全化基金	900,355
		組入公営企業健全化基金	5,151
		特別法上の準備金等	3,648,404
		金利変動準備金	440,000
		公庫債権金利変動準備金	3,094,506
		利差補てん積立金	113,898
		負債の部合計	23,059,103
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	1,903
		一般勘定積立金	1,903
		管理勘定利益積立金	45,765
		純資産の部合計	64,270
資産の部合計	23,123,373	負債及び純資産の部合計	23,123,373

⑤収支に関する中期的な計画（補正）（平成21年度～平成23年度）

(単位：億円)

科 目	21年度計画	22年度計画	23年度計画
経 常 収 益	5,620	5,670	5,840
経 常 費 用	3,210	3,300	3,540
経 常 利 益	2,410	2,370	2,300
特 別 損 益	△ 2,270	△ 2,000	△ 1,690
当 期 純 利 益	140	370	610

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、 税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・平成19年6月に公布された地方公共団体財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で22兆2,152億円となっておりますが、そのうち1%弱程度の1,794億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて正常債権となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の1%強程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況等の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクを負っております。これに対し、取引先の財務状況等を随時モニタリングすることや、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定することにより、信用リスクの管理を適切に行っております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長28年（平成21年度からは30年）、平均約25年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当事業年度末の金利変動準備金は、3兆2,947億円となっております。
- ・今後、資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の、金利変動準備金等の自己資本に対する比率）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする中期（平成25年度末）の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における元利償還金の変動に係るリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕金の運用について、金利上昇に伴う価格の下落により債券の売却損が発生するリスクや、外

国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、短期国債の満期保有等を行うことで価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）や、市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めるとともに、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理することで、流動性リスクを極小化しております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理ポリシー」、「システムリスク管理スタンダード」等を制定し、適切に運用しております。

また、当機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 1【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は2,913億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,912億円であります。また、経常費用は1,606億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,552億円であります。

この結果、経常利益は1,306億円となりました。

これに、国の追加経済対策（2次補正）の財源として、公庫債権金利変動準備金から3,000億円を国庫納付することとされたことに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額3,000億円と、公庫時代の貸付けに係る平成20年度の利下げ所要額のうち、公営企業健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額78億円を特別利益として計上するとともに、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,181億円と、国庫納付金3,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は204億円となっております。なお当期純利益の勘定別の内訳は、

一般勘定が 12 億円、管理勘定が 191 億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の 23 兆 3,696 億円、負債の部につきましては債券等の 23 兆 3,165 億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等 530 億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが 153 億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは 4,726 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付による支出 3,000 億円を含めて、合計 3,103 億円の支出となりました。これに、公営企業金融公庫からの資産負債承継による資金増加 778 億円を加えた結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は 2,555 億円となりました。

(自己査定結果)

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりであります。

・平成 20 年度末自己査定結果

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	(単位：百万円) 銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0	要管理債権 0	3 カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
----- 要注意先 27,108 (0.12%)		
正常先 152,458 (0.69%)	正常債権 22,231,941 (100%)	
非区分 (地方公共団体) 22,052,375 (99.19%)		
総計 22,231,941	総計 22,231,941	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。(金額は平成 20 年度末)
2. () 内の数値は総計に対する構成比である。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の健全化判断比率（平成19年度決算ベース）に基づき、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生基準該当団体	3	0.16%	5,112	0.02%
早期健全化基準該当団体	40	2.19%	259,823	1.21%
その他の団体	1,787	97.65%	21,121,394	98.76%
合計	1,830	100.00%	21,386,329	100.00%

（注）1. 貸付残高の数値は、都道府県及び市区町村に対する当事業年度末貸付残高であり、一部事務組合、企業団及び公社に係る残高は含まない。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には一部事務組合および企業団に対する貸付額並びに未収利息が含まれていることによる。

2. 「財政再生基準該当団体」とは、地方公共団体の平成19年度決算に基づく実質赤字比率、連結実施赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか1つ以上が財政再生基準以上の団体である。
3. 「早期健全化基準該当団体」とは、地方公共団体の平成19年度決算に基づく実質赤字比率、連結実施赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか1つ以上が早期健全化基準以上の団体である。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得いたしました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	256

また、当事業年度において除却した設備はありません。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)	
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・ 舎宅	6,167	2,403	529	77	842	3,852	79

(注) 動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりであります。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所ほか	東京都千代 田区ほか	改修	ソフトウェ ア等	478	—	自己資金	—	—

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされており、また、同条の第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされており、

当事業年度末の出資金については、次のとおりであり、当機構の設立時（平成20年8月1日）と変更ありません。

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,400,000
市・特別区	806	9,117,100
町 村	1,004	1,085,000
合 計	1,857	16,602,100

(注) 団体数は設立時のものである。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされており、

2【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期
理事長	—	渡邊 雄司	昭和19年 1月3日生	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役副社長 平成15年10月 興和不動産株式会社代表取締役社長 平成16年9月 公営企業金融公庫総裁	(注)1
副理事長	—	福永 正通	昭和16年 8月9日生	昭和35年9月 東京都入都 平成8年7月 東京都清掃局長 平成11年5月 東京都副知事 平成17年5月 東京地下鉄株式会社代表取締役副社長	(注)2
理事	—	御園 慎一郎	昭和28年 3月12日生	昭和52年4月 自治省入省 平成17年8月 厚生労働省大臣官房審議官 平成19年7月 総務省大臣官房審議官 平成20年7月 財団法人自治総合センター理事兼事務局長	(注)3
理事	—	二宮 洋二	昭和26年 3月23日生	昭和50年4月 大蔵省入省 平成14年7月 神戸税関長 平成15年7月 国土交通省大臣官房審議官 平成17年6月 放送大学学園理事	(注)3
理事 (非常勤)	—	小玉 孝夫	昭和20年 1月3日生	昭和42年6月 川崎市入庁 平成16年4月 川崎市交通事業管理者（交通局長） 平成17年6月 社団法人川崎港振興協会専務理事 平成18年5月 公営企業金融公庫理事（非常勤）	(注)3
監事	—	門脇 秀一	昭和18年 9月23日生	昭和41年4月 通商産業省入省 昭和61年6月 通商産業省大臣官房情報管理課長 平成3年6月 通商産業検査所長 平成8年7月 財団法人造水促進センター専務理事	(注)3
監事 (非常勤)	—	高田 宥	昭和19年 5月26日生	昭和42年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成14年6月 室町商事株式会社社長 兼 室町殖産株式会社会長 平成19年6月 株式会社東京精密監査役	(注)4

- (注) 1. 任期は、平成20年8月1日から平成23年7月31日までであります。
2. 任期は、平成20年10月1日から平成23年9月30日までであります
3. 任期は、平成20年10月1日から平成22年9月30日までであります
4. 任期は、平成20年8月1日から平成22年7月31日までであります。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債共同調達機関」として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

①機構の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成21年6月3日現在の代表者会議委員は次のとおりであります。

(地方公共団体の代表者)

伊藤祐一郎（鹿児島県知事）（議長）

森 民夫（新潟県長岡市長）

山本 文男（福岡県添田町長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法科大学院長）

神野 直彦（関西学院大学教授）

森田富治郎（日本経団連副会長・第一生命保険(相)代表取締役会長）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求められることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成21年6月3日現在の経営審議委員会委員は次のとおりであります。

栗原 脩（弁護士（西村あさひ法律事務所））

桑野 和泉（由布院温泉観光協会会長・株式会社玉の湯代表取締役）

出塚 清治（公認会計士（出塚会計事務所））

西野 万里（明治大学名誉教授）

林 宜嗣（関西学院大学教授）（委員長）

若林 清造（内外情勢調査会会長）

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要であります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられております。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理します。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理します。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理します。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

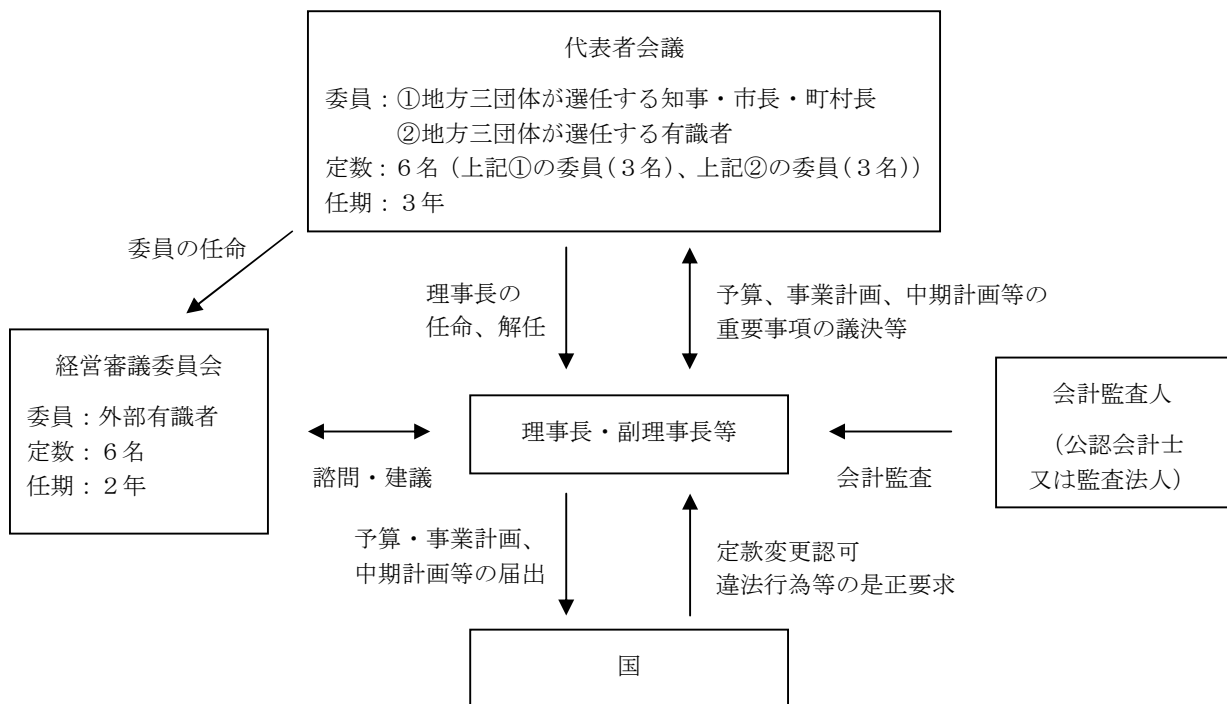
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第 5 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当機構においては、財務諸表等の適正性を確保するため、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財務会計省令」という。）に基づき、財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされております。また、財務会計省令に基づき、平成 21 年度分から、事業年度の末日を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっております。

当機構では、この財務報告に係る内部統制への対応を、機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行い、またその評価を実施いたします。

ハ. 内部監査及び監事監査の状況

（内部監査）

当機構は、内部監査のための組織として、各部、各課・室から独立した立場である検査役を置いて、機構業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的に内部監査を行っております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある対象の課・室は遅滞なく必要な措置を講じることとされております。検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出します。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

（監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

（コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- ・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

ニ. 会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤暢一氏、岡村俊克氏及び荒張健氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 2 名、その他 8 名であります。

②リスク管理体制の整備の状況

（統合的リスク管理とリスク管理体制）

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、経営審議委員会や会計監査人によるチェックに加え、機構内部においても、各種リスクに適切に対応

するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

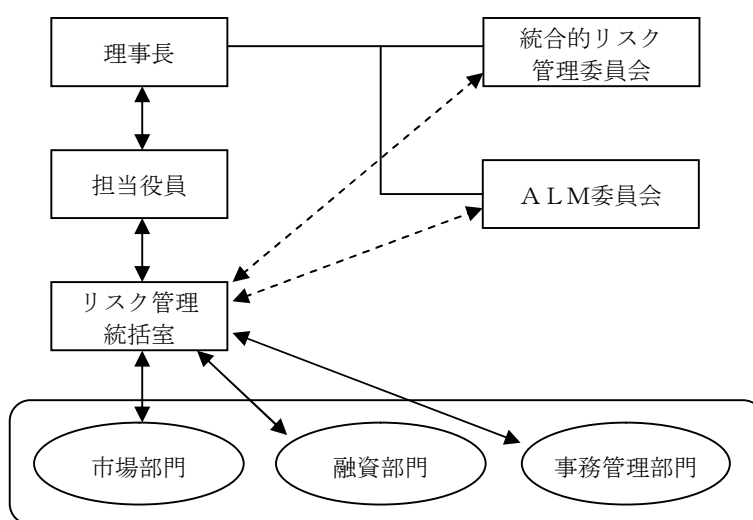
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

当機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長28年(平成21年度からは30年)の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク(債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、45百万円であります。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	被監査業務に基づく報酬(百万円)
当機構	24	—

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はありませぬ。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当機構の財務諸表は、地方交付税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成 21 年総務省令第 49 号。以下「整備省令」という。）第 2 条の規定による改正前の「地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）に基づいて作成しております。

なお、整備省令附則第 2 条第 1 号の規定により平成 21 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する改正規定に係る部分にあっては、整備省令第 2 条による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に基づいて作成しております。

(2) 当機構は設立初年度であるため、財務諸表について前事業年度の記載はしていません。

2. 監査証明について

当機構は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 号）第 5 条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	当事業年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
貸付金	2	22,215,288	95.06
有価証券		874,832	3.74
現金預け金		255,591	1.10
その他資産		20,051	0.09
有形固定資産	1	3,010	0.01
無形固定資産		842	0.00
資産の部合計	3	23,369,616	100.00
(負債の部)			
債券		18,978,163	81.21
その他負債		19,756	0.08
賞与引当金		47	0.00
役員賞与引当金		7	0.00
退職給付引当金		202	0.00
役員退職慰労引当金		51	0.00
公営企業健全化基金		894,675	3.83
基本公営企業健全化基金		892,875	3.82
組入公営企業健全化基金		1,800	0.01
特別法上の準備金等	4	3,423,622	14.65
金利変動準備金		220,000	0.94
公庫債権金利変動準備金		3,074,728	13.16
利差補てん積立金		128,894	0.55
負債の部合計		23,316,529	99.77
(純資産の部)			
地方公共団体出資金		16,602	0.07
利益剰余金		1,295	0.01
一般勘定積立金		1,295	0.01
管理勘定利益積立金		35,190	0.15
純資産の部合計		53,087	0.23
負債及び純資産の部合計		23,369,616	100.00

② 【損益計算書】

		当事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		291,330	100.00
資金運用収益		291,288	
役務取引等収益		33	
その他経常収益		8	
経常費用		160,632	55.14
資金調達費用		155,235	
役務取引等費用		134	
その他業務費用		2,233	
営業経費		1,203	
その他経常費用		1,826	
公営企業健全化基金組入額		1,800	
その他の経常費用		26	
経常利益		130,697	44.86
特別利益		307,872	105.68
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	300,000	
利差補てん積立金取崩額		7,872	
特別損失		418,144	143.53
公庫債権金利変動準備金繰入額		118,144	
国庫納付金	2	300,000	
当期純利益	1	20,425	7.01

③ 【純資産変動計算書】

		当事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
出資者資本		
地方公共団体出資金		
前事業年度末残高		—
当事業年度変動額		
出資金の受入		16,602
当事業年度変動額合計		16,602
当事業年度末残高		16,602
利益剰余金		
一般勘定積立金		
前事業年度末残高		—
当事業年度変動額		
当期純利益		1,295
当事業年度変動額合計		1,295
当事業年度末残高		1,295
利益剰余金合計		
前事業年度末残高		—
当事業年度変動額		
当期純利益		1,295
当事業年度変動額合計		1,295
当事業年度末残高		1,295
出資者資本合計		
前事業年度末残高		—
当事業年度変動額		
出資金の受入		16,602
当期純利益		1,295
当事業年度変動額合計		17,897
当事業年度末残高		17,897
管理勘定利益積立金		
前事業年度末残高		—
当事業年度変動額		
公営企業金融公庫承継資産等の受入		16,060
当期純利益		19,129
当事業年度変動額合計		35,190
当事業年度末残高		35,190
純資産合計		
前事業年度末残高		—
当事業年度変動額		
出資金の受入		16,602
公営企業金融公庫承継資産等の受入		16,060
当期純利益		20,425
当事業年度変動額合計		53,087
当事業年度末残高		53,087

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		当事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益		20,425
減価償却費		123
資金運用収益		△ 291,288
資金調達費用		155,235
賞与引当金の減少額		△ 5
役員賞与引当金の増加額		6
退職給付引当金の増加額		10
役員退職慰労引当金の増加額		26
公営企業健全化基金の増加額		1,800
公庫債権金利変動準備金の増加額		118,144
利差補てん積立金の減少額		△ 7,872
貸付金の純増(△)減		243,369
債券の純増減(△)		△ 363,477
資金運用による収入		289,975
資金調達による支出		△ 151,043
その他		△ 40
営業活動によるキャッシュ・フロー		15,388
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入		2,895,550
有価証券の取得による支出		△ 2,422,893
無形固定資産の取得による支出		△ 20
投資活動によるキャッシュ・フロー		472,635
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出		△ 300,000
公営競技納付金還付支出		△ 10,479
出資金の受入による収入		16,602
その他	1	△ 16,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 310,332
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-
V 現金及び現金同等物の増加額		177,692
VI 現金及び現金同等物の期首残高		-
VII 資産負債承継による資金増加額		77,898
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		255,591

重要な会計方針

項目	当事業年度 (自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

項目	当事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券の元利償還</p> <p>b ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>
9. 公営企業健全化基金の会計処理	<p>機構法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための公営企業健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に</p>

項目	当事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日)
	<p>不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第398号）による改正前の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>
13. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	当事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	35 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
3. 担保提供資産	<p>機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公営企業等金融機構債券等18,978,163百万円の一般担保に供しております。</p>
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 機構法第38条第1項、第3項及び機構法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。</p>

項目	当事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(3) 利差補てん積立金 機構法附則第9条第13項、第13条第8項、 整備令第26条第1項、第3項及び第4項の 規定に基づくものであります。

(損益計算書関係)

項目	当事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1. 当期純利益の勘定別 内訳	一般勘定 1,295 百万円 管理勘定 19,129 百万円
2. 公庫債権金利変動準備 金取崩額及び国庫 納付金について	「平成20年度における地方公営企業等金 融機構法附則第14条の規定により国に帰属 させるものとする金額を定める省令」(平 成21年総務・財務省令第1号。以下「国帰 属省令」という。)の規定に基づき、当事 業年度に300,000百万円の公庫債権金利変 動準備金が国に帰属したことにより、同準 備金を取り崩し、同額の国庫納付を行って おります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	当事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1. III 財務活動によるキ ャッシュ・フローの 「その他」について	公営企業金融公庫時の政府出資金であ り、承継資産等貸借対照表のその他負債に 係る支出であります。
2. 重要な非資金取引に ついて	平成20年10月1日、当機構は機構法附 則第9条第1項、第10条第1項及び第2項 の規定に基づき、公営企業金融公庫から資 産及び負債を承継しております。

(有価証券関係)

当事業年度

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
政府短期証券	193,958	193,954	△4	-	△4
国庫短期証券	411,873	411,865	△8	-	△8
合計	605,832	605,819	△12	-	△12

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
譲渡性預金	269,000

(デリバティブ取引関係)

当事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップであります。

(2) 取組方針及び利用目的

金利スワップ及び通貨スワップについては、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引は外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

①ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には、振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券の元利償還
- b ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払
- c ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取

③ヘッジ方針

外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履

行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引先の信用力を常時把握し、取引先を分散させております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に役員へ報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

当機構のデリバティブ取引には、全てヘッジ会計が適用されておりますので、注記の対象から除いております。

(退職給付関係)

当事業年度

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	316 百万円
年金資産の額	113 百万円
退職給付引当金の額	202 百万円

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用の額	14 百万円
退職一時金に係る退職給付費用の額	2 百万円
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	11 百万円

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(公営企業金融公庫からの資産及び負債の承継関係)

当事業年度

機構法附則第9条第1項、第10条第1項及び第2項の規定に基づき公営企業金融公庫から承継した資産及び負債並びに整備令第21条の規定に基づく管理勘定利益積立金は、以下のとおりであります。

承継資産等貸借対照表
(平成20年10月1日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,458,657	債券	19,339,289
有価証券	1,347,000	その他負債	32,108
現金預け金	77,898	賞与引当金	54
その他資産	17,179	退職給付引当金	217
有形固定資産	3,045	公営企業健全化基金	903,354
無形固定資産	654	基本公営企業健全化基金	903,354
		特別法上の準備金等	3,613,350
		金利変動準備金	220,000
		公庫債権金利変動準備金	3,256,583
		利差補てん積立金	136,767
		負債の部合計	23,888,375
		(純資産の部)	
		管理勘定利益積立金	16,060
		純資産の部合計	16,060
資産の部合計	23,904,435	負債及び純資産の部合計	23,904,435

(注) 「その他負債」のうち公営企業金融公庫時の政府出資金の返還に係るものが16,455百万円含まれております。

(勘定別情報関係)
当事業年度

勘定別情報(貸借対照表関係)
(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	475,313	21,739,974		22,215,288
有価証券	874,832			874,832
現金預け金	255,591			255,591
その他資産	2,543	17,508		20,051
有形固定資産	3,010			3,010
無形固定資産	842			842
一般勘定貸		1,209,333	△ 1,209,333	
公営企業健全化基金管理勘定貸	892,875		△ 892,875	
資産の部合計	2,505,009	22,966,816	△ 2,102,209	23,369,616
負債の部				
債券	159,884	18,818,279		18,978,163
その他負債	2,908	16,848		19,756
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	202			202
役員退職慰労引当金	51			51
公営企業健全化基金	894,675			894,675
基本公営企業健全化基金	892,875			892,875
組入公営企業健全化基金	1,800			1,800
管理勘定借	1,209,333		△ 1,209,333	
公営企業健全化基金一般勘定借		892,875	△ 892,875	
特別法上の準備金等	220,000	3,203,622		3,423,622
金利変動準備金	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金		3,074,728		3,074,728
利差補てん積立金		128,894		128,894
負債の部合計	2,487,111	22,931,626	△ 2,102,209	23,316,529
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	1,295			1,295
一般勘定積立金	1,295			1,295
管理勘定利益積立金		35,190		35,190
純資産の部合計	17,897	35,190		53,087
負債及び純資産の部合計	2,505,009	22,966,816	△ 2,102,209	23,369,616

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 公営企業健全化基金一般勘定借、公営企業健全化基金管理勘定貸

「公営企業健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第 9 条第 12 項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
 （平成20年8月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	17,807	298,791	△ 25,269	291,330
資金運用収益	5,016	286,271		291,288
役務取引等収益	33			33
その他経常収益	6	1		8
管理勘定事務受託費	571		△ 571	
公営企業健全化基金受取利息	12,179		△ 12,179	
一般勘定貸受取利息		2,154	△ 2,154	
公営企業健全化基金一般勘定繰入金		10,363	△ 10,363	
経常費用	16,512	169,389	△ 25,269	160,632
資金調達費用	572	154,662		155,235
役務取引等費用	0	134		134
その他業務費用	485	1,747		2,233
営業経費	1,109	94		1,203
その他経常費用	1,826			1,826
公営企業健全化基金組入額	1,800			1,800
その他の経常費用	26			26
管理勘定借支払利息	2,154		△ 2,154	
公営企業健全化基金管理勘定繰出金	10,363		△ 10,363	
一般勘定事務委託費		571	△ 571	
公営企業健全化基金支払利息		12,179	△ 12,179	
経常利益	1,295	129,401		130,697
特別利益		307,872		307,872
公庫債権金利変動準備金取崩額		300,000		300,000
利差補てん積立金取崩額		7,872		7,872
特別損失		418,144		418,144
公庫債権金利変動準備金繰入額		118,144		118,144
国庫納付金		300,000		300,000
当期純利益	1,295	19,129		20,425

⑤【附属明細表】

当事業年度（平成20年8月1日から平成21年3月31日まで）

1【有形固定資産等明細書】

（単位：百万円）

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期 末残高
有形固定資産							
建物	-	551	-	551	21	21	529
土地	-	2,403	-	2,403	-	-	2,403
その他の有形固定資産	-	91	-	91	13	13	77
有形固定資産計	-	3,045	-	3,045	35	35	3,010
無形固定資産							
ソフトウェア	-	910	-	910	88	88	822
その他の無形固定資産	-	20	-	20	-	-	20
無形固定資産計	-	931	-	931	88	88	842

（注）「当期増加額」は、平成20年10月1日、機構法附則第10条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業金融公庫から承継した固定資産の価額を含んでおります。

2【地方公営企業等金融機構債券等明細書】

（単位：百万円）

銘柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	-	299,827	0.7	4年
政府保証債（国内債） 第1回～第6回地方公営企業等金融機構 債券	平成20年10月16日 ～平成21年3月17日	-	420,057	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	-	29,991	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第2回地方公営企業等金融機構 債券	平成20年11月25日 ～平成21年2月20日	-	79,952	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日	-	49,940	2.07	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	-	879,769	-	-
政府保証債（国内債） 第775回～第886回公営企業債券	平成11年4月28日 ～平成20年6月19日	-	10,999,234 (1,782,750)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	-	184,615	1.6 ～2.2	15年

銘 柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（外債） 第13回ユーロ・ドル～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年5月7日 ～平成20年6月25日	-	1,125,217 (81,740) [3,900,000 千米ドル] [900,000 千ユーロ] [150,000 千英ポンド]	1.350 ～6.000	10年 ～ 20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	-	129,950	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	-	1,279,743	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	-	569,587	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	-	189,842	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	-	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	-	40,000	1.248 ～1.408	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	-	47,830 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付（CMS型）第1回公営企業債券	平成18年9月13日	-	20,000	1.894	10年
縁故債 い号第52回～特別第1号第31回公営企業 債券	平成11年7月30日 ～平成20年7月31日	-	3,492,373 (522,253)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	-	18,098,393 (2,388,913)	-	-
合 計	-	-	18,978,163 (2,388,913)	-	-

- (注) 1. 機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公営企業等金融機構債券等18,978,163百万円の一般担保に供しております。
2. 「政府保証債（外債）第13回ユーロ・ドル～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額であります。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額であります。
4. 決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
2,388,913	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070

3【引当金明細書】

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	-	101	53	-	47
役員賞与引当金	-	8	0	-	7
退職給付引当金	-	202	-	-	202
役員退職慰労引当金	-	51	-	-	51

4【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	前期末 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末 残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	-	220,000	220,000	-	-	220,000
公庫債権金利変動準備金	-	3,374,728	-	300,000	-	3,074,728
合 計	-	3,594,728	220,000	300,000	-	3,294,728

(注) 「公庫債権金利変動準備金」のうち、「当期減少額」の300,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金300,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しであります。

5【公営企業健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本公営企業健全化基金	-	903,354	-	-	10,479	892,875
組入公営企業健全化基金	-	-	1,800	-	-	1,800
合 計	-	903,354	1,800	-	10,479	894,675

- (注) 1. 「基本公営企業健全化基金」の「積立額」は、機構法附則第9条第11項の規定に基づき機構が公営企業金融公庫から承継した額であります。
2. 「基本公営企業健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第2条第7項の規定に基づく還付に係る金額であります。
3. 「組入公営企業健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、機構法第46条第5項の規定に基づき、公営企業健全化基金に組み入れた額であります。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額 (補 正 後)	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,453,429	22,215,288	△ 238,140	(注 1)
有 価 証 券	-	874,832	874,832	(注 2)
現 金 預 け 金	828,977	255,591	△ 573,385	(注 3)
そ の 他 資 産	17,977	20,051	2,074	
有 形 固 定 資 産	2,394	3,010	616	
無 形 固 定 資 産	1,150	842	△ 307	
資 産 合 計	23,303,927	23,369,616	65,689	
債 券	18,918,394	18,978,163	59,769	(注 4)
そ の 他 負 債	20,403	19,756	△ 646	
賞 与 引 当 金	59	47	△ 11	
役 員 賞 与 引 当 金	-	7	7	(注 5)
退 職 給 付 引 当 金	199	202	3	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	51	51	(注 6)
公 営 企 業 健 全 化 基 金	892,584	894,675	2,091	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	3,428,680	3,423,622	△ 5,057	
金 利 変 動 準 備 金	220,000	220,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	3,079,207	3,074,728	△ 4,478	(注 7)
利 差 補 て ん 積 立 金	129,472	128,894	△ 577	
負 債 合 計	23,260,318	23,316,529	56,211	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	-	
利 益 剰 余 金	△ 210	1,295	1,505	} (注 8)
一 般 勘 定 積 立 金	-	1,295	1,295	
一 般 勘 定 繰 越 欠 損 金	△ 210	-	210	
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	27,218	35,190	7,972	
純 資 産 合 計	43,609	53,087	9,478	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,303,927	23,369,616	65,689	

(注 1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注 2) 予算では余裕金の運用方法が未定であることから、全額現金預け金に計上していたことによる増

(注 3) 余裕金を主に短期国債及び譲渡性預金で運用したため

(注 4) 債券発行額が予定を上回ったこと等による増

(注 5) 予算では賞与引当金に計上したため

(注 6) 予算では退職給付引当金に計上したため

(注 7) 公営企業債券の借換益が予定を下回ったこと等による減

(注 8) 余資運用益が予定を上回ったこと等により積立金を計上

損益計算書（平成20年8月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額 (補 正 後)	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	291,067	291,330	263	(注1) (注2)
資 金 運 用 収 益	291,027	291,288	261	
貸 付 金 利 息	288,268	286,408	△ 1,859	
有 価 証 券 利 息	-	4,485	4,485	
預 け 金 利 息	2,759	276	△ 2,482	
金 利 スワ ッ プ 受 入 利 息	-	74	74	
そ の 他 の 受 入 利 息	-	43	43	
役 務 取 引 等 収 益	34	33	△ 0	
そ の 他 経 常 収 益	7	8	1	
経 常 費 用	163,959	160,632	△ 3,326	(注3)
資 金 調 達 費 用	158,691	155,235	△ 3,455	
債 券 利 息	158,518	155,061	△ 3,456	
そ の 他 の 支 払 利 息	174	173	△ 0	
役 務 取 引 等 費 用	141	134	△ 6	
そ の 他 業 務 費 用	2,574	2,233	△ 340	
営 業 経 費	1,299	1,203	△ 95	
人 件 費	(451)	(410)	(△ 40)	
業 務 費	(692)	(468)	(△ 223)	
そ の 他 の 営 業 経 費	(156)	(324)	(168)	
そ の 他 経 常 費 用	1,253	1,826	573	
公 営 企 業 健 全 化 基 金 組 入 額	1,222	1,800	578	
そ の 他 の 経 常 費 用	31	26	△ 4	
経 常 利 益	127,108	130,697	3,589	
特 別 利 益	307,980	307,872	△ 107	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金 取 崩 額	300,000	300,000	-	
利 差 補 て ん 積 立 金 取 崩 額	7,980	7,872	△ 107	
特 別 損 失	423,168	418,144	△ 5,023	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金 繰 入 額	123,168	118,144	△ 5,023	
国 庫 納 付 金	300,000	300,000	-	
当 期 純 利 益	11,920	20,425	8,505	

(注1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 予算では有価証券利息を預け金利息として計上していたこと及び余資運用益が予定を上回ったこと等による増

(注3) 未払債券利息が予定を下回ったこと等による減

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 21 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 255,591 百万円その他であります。

その他資産 前払費用 2,645 百万円、未収収益 16,773 百万円（貸付金利息 16,653 百万円その他）、その他の資産 632 百万円（未収金 521 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債 未払費用 16,174 百万円、前受収益 520 百万円、その他の負債 3,053 百万円（未払金 3,008 百万円その他）その他であります。

(4) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

当事業年度の開始日からこの説明書類を公開した日までの間に、当機構のホームページにおいて、地方公営企業等金融機構債券又は地方公共団体金融機構債券の発行ごとに、発行要項、証券情報及び発行者情報を公開しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村 俊 克 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印

当監査法人は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第10号）第5条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の平成20年8月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書について監査を行った。この財務諸表並びに決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表が、機構関係法令（法、地方交付税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成21年総務省令第49号。以下「整備省令」という。）第2条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）（整備省令附則第2条第1号の規定により平成21年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する改正規定に係る部分にあっては、整備省令第2条の規定による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令）をいう。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 決算報告書が、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。